

二事務如何ニヨリテハ再考ノ餘地アリト讓歩ノ態度ヲ
示シタルハ組合最高幹部ノ意嚮ハ高ク休職期間ヲ相違
存置シ其ノ間正負ニ欠負ヲ生ジ次第復職セシメントス
ルモノニシテ復職亦次第復職ノ状態トナレリ既報後ノ
状況左記ノ如シ

記

一 解雇職ニ側ノ動靜

被解雇職ニ等ハ連日南品川ニ。一 宇護田本部ニ集合
組合應援幹部ノ指揮ヲ受ケ居レルカ二十日午前九時
半岩内著作、細谷松太、栗久澤多藏外十六名來接シ
タルヲ以テ職ニ側代表有トシテ岩内著作、細谷松太
或井徳太郎、三名ニ場側代表堀田世良ト會見會社ハ

休職期間一ヶ月トシ期間中ハ從來ノ月給ヲ支給スベ
キ又期間中ハ從來ノ月給ヲ支給スベキ又期間經過後
ハ自然退職トシト回答セラル。職ニ側ハ休職期間
中ニ於テ欠負ヲ生ジタル場合ハ漸次復職セシメラレ
タシト懇請セラル。復職ハ純然トシテ拒絶セル
カ職ニ側、何等カノ方途ニ依リ復職ヲ根柢トシテ今
一試ノ有虞ヲ望ミタルニ會社側又其ノ意ヲ諒トシ熟
識ノ結果腰茶出来次第會見日ヲ定メテ再會スベシト
約シ午前一時半會見ヲ打切り午護國本部ニ引揚ゲ會
見願亦報告ノ上午後五時半散會セリ

一 組合應援者ノ動靜

二十日夕會見中應援組合員約二十名ハ組合員四本